



山形県公報

平成21年12月22日(火)

号 外(41)

目 次

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....(人 事 課)... 2
 理容師法施行条例等の一部を改正する条例.....(保健薬務課)... 同

この号で公布された条例のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第75号) (人事課)

- 1 船員保険法の一部改正に伴い、非常勤の船員につき、公務又は通勤による災害に対する補償について定めることとした。
- 2 この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。

理容師法施行条例等の一部を改正する条例 (県条例第76号) (保健薬務課)

- 1 理容所及び美容所の作業室には、従業者の手指を洗浄するための洗場、器具類を洗浄するための洗場及び洗髪のための洗場(頭髮に係る作業を行わない理容所及び美容所にあつては、従業者の手指を洗浄するための洗場及び器具類を洗浄するための洗場)を設けなければならないこととした。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第75号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第17条中「、第46条及び第46条の2（公務で外国旅行中の職員に係る療養補償についての特例に関する部分を除く。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

理容師法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第76号

理容師法施行条例等の一部を改正する条例
（理容師法施行条例の一部改正）

第1条 理容師法施行条例（平成12年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）作業室には、従業者の手指を洗浄するための洗場、器具類を洗浄するための洗場及び洗髪のための洗場を設けること。ただし、洗髪のための洗場にあつては、頭髮に係る作業を行わない理容所については、この限りでない。

（美容師法施行条例の一部改正）

第2条 美容師法施行条例（平成12年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）作業室には、従業者の手指を洗浄するための洗場、器具類を洗浄するための洗場及び洗髪のための洗場を設けること。ただし、洗髪のための洗場にあつては、頭髮に係る作業を行わない美容所については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の理容師法施行条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定による確認を受ける理容所について適用し、同日前に同条の規定による確認を受けた理容所については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の美容師法施行条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定による確認を受ける美容所について適用し、同日前に同条の規定による確認を受けた美容所については、なお従前の例による。

平成21年12月22日印刷
平成21年12月22日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056